

第 4 章 土地利用計画



第4章 土地利用計画

本章では、第1章にて記載した通り、国土利用計画法施行令第1条に示される「国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」を示したのち、本町に係る法規制を確認し、区域の設定及び目標を定め、土地利用計画を策定します。

また、「地域別の概要」として、本町を地域ごとにわけ、土地利用の方向性を示します。

加えて、第3章にて示した「土地利用に関する方向性（基本構想）」と「利用区分ごとの規模の目標」を達成するために必要な措置について、その概要をあわせて記載します。

1. 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

現在の神河町における土地利用の状況については、本編 p.2-11 に示すとおりです。この利用区分ごとの規模の目標は、以下に示すとおりです。

(1) 目標年次

規模の目標を定めるにあたり、目標年次を計画策定時点から10年後の令和12年とします。

(2) 目標人口

「第2期神河町人口ビジョン（令和2年3月）」に従い、土地利用に関する令和12年時点の目標人口を約9,200人と想定します。

(3) 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

土地利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の現況及び神河町の現状に関する分析に基づき、将来人口及び利用区分別に必要な土地面積を予測し、実態との調整の上、以下の表 4-1 の通り定めます。

表 4-1 町土の利用区分ごとの規模の目標（利用区分ごとの定量的な目標値）

利用区分	令和 2 年		令和 12 年		増減
	現況	構成比	目標	構成比	面積
田	413.3ha	2.0%	405.2ha	2.0%	▲8.1ha
その他農用地	355.5ha	1.8%	354.2ha	1.8%	▲1.3ha
山林	17,551.6ha	86.8%	17,547.3ha	86.8%	▲4.3ha
河川地及び湖沼	461.7ha	2.3%	461.7ha	2.3%	0.0ha
荒地	64.4ha	0.3%	60.2ha	0.3%	▲4.2ha
その他自然地	199.1ha	1.0%	198.8ha	1.0%	▲0.3ha
住宅用地	288.1ha	1.4%	289.3ha	1.4%	1.2ha
商業用地	38.0ha	0.2%	38.0ha	0.2%	0.0ha
工業用地	78.7ha	0.4%	97.3ha	0.5%	18.6ha
農業用施設用地	23.3ha	0.1%	23.3ha	0.1%	0.0ha
公益施設用地	159.8ha	0.8%	161.0ha	0.8%	1.2ha
道路用地	357.9ha	1.8%	357.9ha	1.8%	0.0ha
交通施設用地	14.5ha	0.1%	14.5ha	0.1%	0.0ha
公共空地	85.3ha	0.4%	85.3ha	0.4%	0.0ha
その他空地	132.1ha	0.7%	129.3ha	0.6%	▲2.8ha

2. 土地利用の法規制等について

本町の土地利用計画における区域の設定を行うにあたり、上位計画で示された「兵庫県土地利用基本計画書」に基づく地域区分及び、兵庫県が策定する「緑豊かな地域環境形成に関する条例（緑条例）」に基づく環境形成区域の区分を示します。

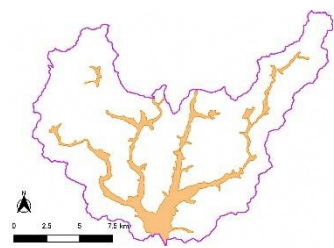
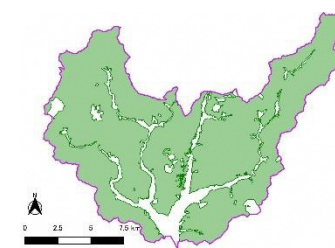
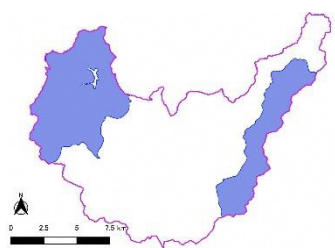
(1) 兵庫県土地利用基本計画書の方針（国土利用計画法による区分）

国土利用計画法に基づき、兵庫県土地利用計画では、県土を以下の5つの地域に区分しています。

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
------	------	------	--------	--------

このうち、都道府県が定める都市計画区域のみが指定される「都市地域」と、自然環境保全法及び都道府県条例に基づく地域のみが対象となる「自然保全地域」は、本町に該当地域がありません。本町に該当する地域は、農業地域、森林地域、自然公園地域となっており、以下の表 4-2 に概要を示します。

表 4-2 本町に該当する各地域の概要

	農業地域	森林地域	自然公園地域
定義	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域
指定状況	平野部の多くが指定	森林地域の多くが指定	県立自然公園の「雪彦峰山」及び「笠形山千ヶ峰」が指定
			
	農業地域	森林地域	自然公園地域

(2) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の方針

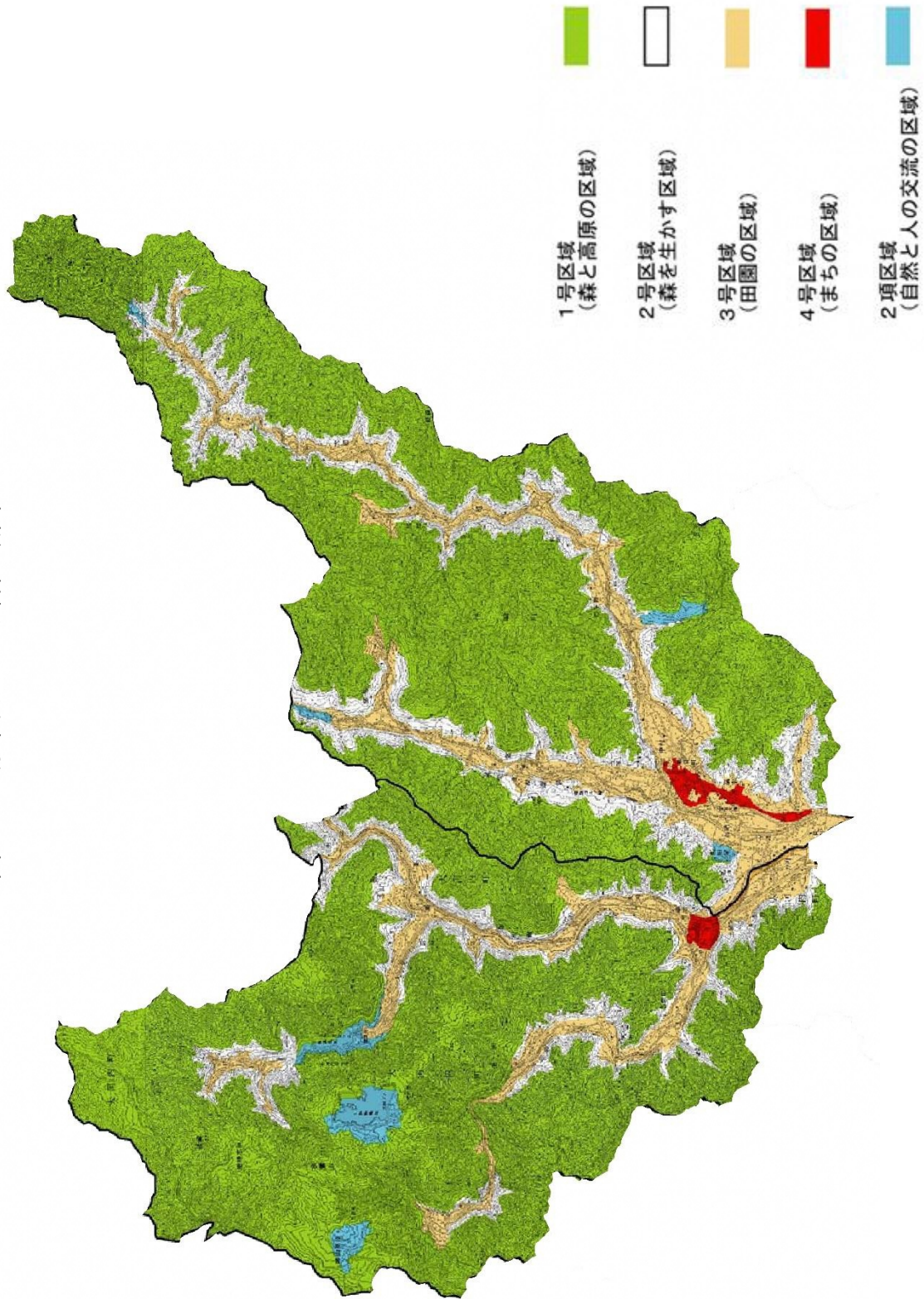
兵庫県が策定する「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」では、神河町を含む地域に「中播磨地域環境形成基本方針」が定められています。地域環境形成の観点か

ら土地利用を捉えて誘導していくため、本町域では基本方針に基づき、以下の表 4-3 に5つの区域設定がなされています。

表 4-3 緑条例における各区域の設定方針に基づく設定

	区域の設定の方針
1号区域 森と高原の 区域	<p>地域の景観形成に重要な役割を果たしている以下の森林等の区域について、周辺における農業等の活動及び施設立地の状況を勘案して設定するものとする。</p> <p>ア 地域の骨格となるスカイラインを形成する山の稜線を中心とする区域 ある程度の高さを有する山々が連続して連なり、地域の骨格といえる相当規模の帯状のまとまりある森林の区域。</p> <p>イ 大規模な山体を有する山のまとまりのある区域 スカイラインは形成していないが、森林以外の土地の利用が介在しない大規模なまとまりを有する森林の区域。</p> <p>ウ 地域のランドマークとなり人々に親しまれている山 市街地や主要道路から特徴的な山としてとらえられる独立峰、前山的に突出した山などのうち、ランドマークとして人々に親しまれている山の区域。</p> <p>エ 高原としての豊かな自然を維持している草原等の区域 一定の広がりを持ち、高原としての景観を形成する森林、草原、水面等の区域で、今後ともその環境を保全していくべき区域。</p>
2号区域 森を活かす 区域	まとまりのある現況森林の区域に設定する。一体のゾーンとして、河川、ため池等の水面、小規模な農地、林業用施設等を含めて定めるものとする。
3号区域 田園の区域	農業的土地利用を主体とし、集落を含む区域に設定する。一体のゾーンとして、河川・ため池等の水面、樹林地を含めて定めるものとする。
4号区域 まちの区域	既成の市街地、大規模な集落、その他の住宅団地、工業団地等の区域及び今後計画的に市街地形成を図る区域に設定する。 ただし、道路沿道等で線的に建築物が連たんしている場合は、既成の市街地等と一体とみなせる場合を除き、原則として当該区域として設定しない。また、農業振興地域整備計画の農用地区域の指定のある区域は、原則として設定しない。
2項区域 自然と人の 交流の区域	地域資源を活用した都市と農村の交流の拠点として、農林業体験施設、滞在施設等が集積している区域、今後計画的な整備を図る区域。

図 4-1 緑条例における各区域図



資料：緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）環境形成区域指定図

3. 区域の設定・目標について

第3章で示した土地利用の基本的な考え方を踏まえ、本町の土地利用に係る上位計画の方針や土地利用状況を考慮し、土地利用の基本区域を以下のように定めます。

なお、区域の設定にかかわらず、文化財等を適切に保全すること、土砂災害特別警戒区域等における開発行為の制限を原則とします。

(1) 土地利用区分（ゾーン区分）の設定と基準

① 保全区域

保全区域は、森林、里山、鎮守の森等の良好な自然環境の保全を図るべき区域で、森林等の様々な公益的機能を考慮し、地域の貴重な資源として、自然環境、生態系等の保全、土地の形質等の保全を図るべき区域として設定します。

そのため、原則として土地利用の転換を認めない区域とします。なお、豊かな自然を活用するためのレクリエーション等を目的とした小規模な施設整備については、周辺環境との調和を満たす場合に限り可能とします。

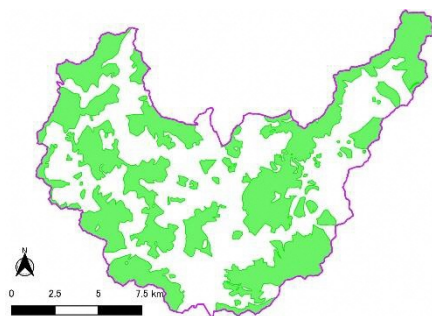
【保全区域の設定】

土地保全等の公益的機能が高い区域、もしくは地域の貴重な資源（財産）として、良好な自然環境の維持、生態系の保全、土地の形質等の保全を図る必要のある区域

- 個別規制法等に基づく区域
 - a. 国有林の区域及び森林法に基づく保安林の区域（下図 a 保安林区域参照）
 - b. 兵庫県立自然公園条例に基づく特別地域（下図 b 特別地域参照）
 - c. 県の環境保全と創造に関する条例に基づく自然環境保全特別地域※
- 良好な自然環境を有する里山、丘陵、河川、ため池、保全すべき緑地等
- 社寺境内地、鎮守の森等の貴重な区域
- 公益的機能が高い森林・樹林地

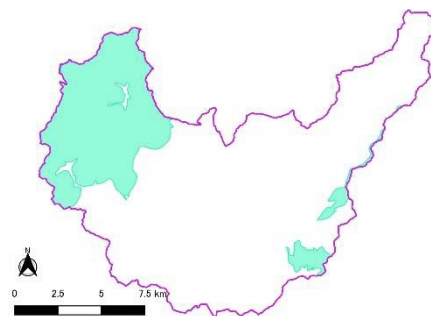
※自然環境保全特別地域については、本町に指定なし（令和2年10月時点）

a.保安林の区域



保安林

b.特別地域



特別地域

② 森林区域

森林区域は、森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的機能の発揮を図り、森林としての地域環境の形成を図るべき区域として設定します。

そのため、都市的土地利用や開発、施設整備については抑制します。ただし、森林資源を生かし、自然とのふれあいを中心とした文化、レクリエーション等の場に活用することを可能とします。

【森林区域の設定】

保全区域に該当しない森林で、森林としての地域環境の形成を図る区域

- 林業の振興に必要な森林
- 森林として豊かな自然を生かしつつ、スポーツやレクリエーションを通じて、自然とふれあう場として整備するなど、憩いの空間の確保が可能な区域

③ 農業区域

農業区域は、農業の振興を図るとともに、農業の営みを通じて、農地が持つ多面的機能の発揮を図るべき区域として設定します。

そのため、優良な農地を保全するため、農業生産活動や農業の振興と関連しない土地利用や開発、施設整備のための土地利用転換は抑制します。ただし、観光農業等、豊かな田園環境を生かした体験、交流の場を提供することを可能とします。

【農業区域の設定】

農業の振興を図る区域

- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域
- 農用地区域周辺で、農用地と一体的に農業振興を図る区域
- 農業の振興に不可欠な農地とため池及び用水路等の農業用施設、農家住宅等が一体となっている区域
- 現在、農業生産は行われていないが（耕作放棄地、荒れ地等）、農業振興を図るべき区域

④ 集落区域

集落区域は、既存の住宅を中心に、良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域として設定します。さらに、生活の利便性、快適性を得るために、区域における生活関連施設、公共公益施設等の効率的整備を促進し、より良い居住環境の形成に配慮します。

そのため、農業生産活動や集落との関連がなく、良好な集落環境の形成に支障を及ぼすような都市的土地利用や開発は抑制します。また、商業・業務施設の整備については、日常生活用品の販売等小規模なものに限定します。住宅整備については、既存集落のコミュニティと一体となった計画的な住宅供給については可能とします。加えて、周辺環境と調和したゆとりある生活空間の保全に配慮するとともに、基本的には低層住宅を主とした建築物の誘導を図ります。

【集落区域の設定】

既存の集落及びこれを中心として集落のコミュニティを形成すべき区域

- 連たんで集落形成がなされている既存集落の区域
- 既存集落の拡張が見込まれる区域
- 集落における生活関連施設や小規模な商業施設等を適切に立地させる必要がある地域

(2) 特定区域及び拠点の設定と基準

特定区域及び拠点については、まとまりのある都市的土地利用を促進する地域として設定し、整備するものです。

① 特定区域

特定区域は、地域の活性化を図り、周辺の環境に配慮しつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導すべき区域として設定します。

そのため、まとまりを有する中心部の平地部を活用し、便利で快適な生活環境に資する各種基盤・施設を集約します。

【特定区域の設定】

本町の玄関口として機能集約が図られた中心部を形成する区域

- 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）の「4号区域（まちの区域）」
- 旧大河内町と旧神崎町に設定された「4号区域（まちの区域）」を繋ぐ県道8号線の路端から約100mの区域（ただし、山林部は除きます）
- 国道312号線の中村から福本に至る地域（ただし、山林部は除きます）

② 地域拠点

地域拠点は、既存の都市基盤を活用した機能集積を図るべく、地域単位での機能の適切な集約の誘導を図る拠点として設定します。

【地域拠点の設定】

既存の都市基盤が集約された地域等を拠点に設定

- 地域拠点 1：越知谷地区
- 地域拠点 2：粟賀地区
- 地域拠点 3：大山地区
- 地域拠点 4：新野地区
- 地域拠点 5：寺前地区
- 地域拠点 6：長谷地区

③ 暮らし・産業拠点

暮らし・産業拠点は、新たな住環境の整備や産業地として企業誘致等を検討します。また、自然との共生を図り、日々の暮らしと生業の活動のための環境がバランスよく整備された拠点として設定します。

【暮らし・産業拠点の設定】

新たな住環境の整備や企業誘致等による産業地の形成を図る地域等を拠点に設定

- 地域・企業等から要望の出ている地域
- 産業形成等に関する計画等で認定されている地域
- 国・県及び町の指定した地域

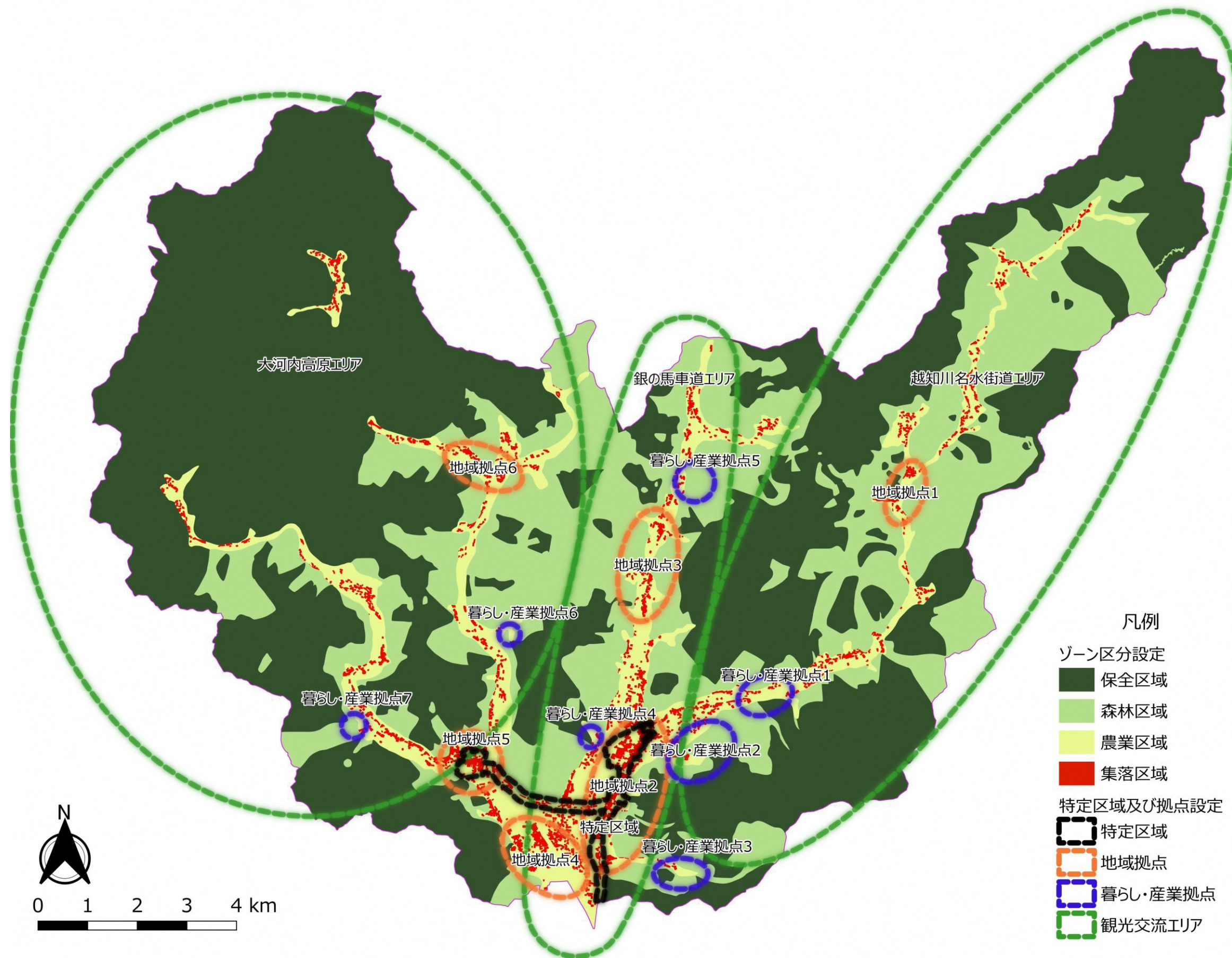
④ 観光・交流エリア

観光・交流エリアは、本町の自然環境や歴史的・文化的景観など魅力ある資源を保全、活用し、観光やレクリエーションの促進を通じた観光・交流人口の拡大を目指すため、特性を同じくする地域をエリアとして一体的に設定します。

【観光・交流エリアの設定】

「越知川名水街道」、「銀の馬車道」、「大河内高原」を一体となったエリアとして設定

【神河町 土地利用計画図】



4. 地域別の概要

(1) 地域区分

神河町の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を勘案して地域を区分します。

神河町は、平成17（2005）年11月に神崎町と大河内町が合併して誕生しました。そのため、旧神崎町域を「東部地域」、旧大河内町域を「西部地域」と区分します。

その一方で、本計画では、本編 p4-6 に示す「特定区域」を「本町の玄関口として機能集約が図られた中心部を形成する区域」として定め、両町に跨るかたちで設定しているため、この地域を「中心地域」とし、神崎町の「東部地域」、大河内町の「西部地域」に分類します。

(2) 地域区分ごとの土地利用の目標

① 中心地域

特定区域として定める中心地域については、「本町の玄関口として機能集約が図られた中心部を形成する区域」として整備を目指します。

本町は、JR 寺前駅や役場本庁舎が所在する旧大河内町中心部と、公立神崎総合病院や商業施設等が所在する旧神崎町中心部の2つの中心となる地区があり、町内の各集落と道路やバス等の公共交通によって結ばれています。また、両地区を結ぶ県道8号線には播但連絡道路の神崎南ランプがあり、本町の玄関口としての機能があります。

そのため、すでに行政、商業、医療、教育などの都市的土地利用が集積された中心部のさらなる機能強化と集約を図り、本町の顔となる賑わいのある地域づくりを目指します。また、両地区が相互に連携し、高い住民サービス機能の充実が図れるよう、一体となった地域整備に努めます。

② 東部地域（神崎地域）

東部地域は、県立自然公園である「笠形山千ヶ峰」、本計画で観光・交流エリアに位置付ける「越知川名水街道」、「銀の馬車道」など、自然環境と歴史的・文化的景観が豊かな地域を内包しています。その一方で、暮らし・産業拠点として新たな住環境の整備や産業地として企業誘致等を図ることが期待される地域もあり、特に神崎工業団地などの工業集積地もあります。

そのため、工業集積地や既存集落を中心に、暮らし・産業拠点に求められる「新たな住環境の整備や企業誘致等による産業地の形成を図る地域」の整備を進めつつ、豊かな自然資源を有する地域については、緑豊かな環境の保全とレクリエーションや交流など自然と触れ合う場としての活用を図ります。

また、農業基盤の整備が行われた地域は、無秩序な転用を抑制することとし、バランスの取れた土地利用の推進を図ります。

③ 西部地域（大河内地域）

西部地域は、県立自然公園である「雪彦峰山」を内包しており、広範囲がより規制の強い特別地域に指定されています。また、観光・交流エリアとして位置付ける「大河内高原エリア」として、様々な交流施設が点在しています。特に、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）の2項区域に指定される砥峰高原や峰山高原周辺は、地域資源を活用した都市と農村の交流の拠点として、農林業体験施設、滞在施設等が集積している区域、今後計画的な整備を図る区域として期待されます。

その一方で、暮らし・産業拠点として新たな住環境の整備や産業地として企業誘致等を図ることが期待される地域もあります。

そのため、既存集落を中心に、暮らし・産業拠点に求められる「新たな住環境の整備や企業誘致等による産業地の形成を図る地域」の整備を進めつつ、豊かな自然資源を有する地域については、緑豊かな環境の保全とレクリエーションや交流など自然と触れ合う場としての活用を図ります。

また、農業基盤の整備が行われた地域は、無秩序な転用を抑制することとし、バランスの取れた土地利用の推進を図ります。

5. 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

町土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、行政としては、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。なお、本計画は、県、町などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されます。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と協働と、各主体間の適切な役割分担に基づき実現されるものです。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用、並びに本計画、兵庫県国土利用計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。

(2) 地域整備の推進

地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性かと自律的な発展を図ることを通じて、町土の均衡ある発展を図ります。

そのため、「第2次神河町長期総合計画」を基調として、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、総合的環境の整備を図ります。

また、「第2期神河町地域創生戦略」に則り、神河町らしい地域創生に取り組むものとします。

(3) 地域の保全と安全性の確保

町土の保全と安全性の確保のため、自然環境に配慮しながら、河川、砂防等の町土保全施設の整備を推進するとともに、河川、水路、ため池等については、継続的な維持管理による機能確保を図ります。

また、町土が現在および将来における町民のための限られた資源であることを基本理念とし、町土の保全のために土地を適正かつ合理的に利用し、開発行為などの規制の措置を講じます。森林のもつ町土の保全機能の確保を目指すため、適正な造林及び間伐の実施など森林の管理水準の向上を図ります。

また、災害時における交通、通信手段を確保するなど災害対策を推進し、十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。

不特定多数の人が利用する道路、公園などの公共施設の整備においては、高齢者や障害者にも配慮したユニバーサルなまちづくりを推進します。

(4) 持続可能な町土の管理

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、町土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するほか、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講じます。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援します。

持続可能な森林管理のため、県産木材の供給拡大に取り組むとともに、CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産木材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進めます。

健全な水循環の維持または回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

美しく魅力あるまちなみ景観の保全・再生・創生、まちなみ緑化の推進、地域の歴史や分間に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行います。

(5) 自然環境の保全・再生・活用と生物耐用性の確保

高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図ります。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図ります。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。自然ふあれっか・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。

森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に都の無い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用します。これらを含めた、広域圏、県、市町など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、全体の生態系ネットワークの形成につなげます。

自然環境及び生物多様性に関しては気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、町民の生命や生活の基盤となる生物多様性および生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進します。

自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

野生鳥獣による被害防止のため、森林奥地の餌場の確保や侵入防止策等の整備、鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進します。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行います。

(6) 土地の有効利用の推進

道路については、緊急時の高速性と円滑な交通が確保できる代替性を備えた基幹道路ネットワークの形成やこれを補完する幹線道路網等の整備による災害に強い交通体系の形成を目指すとともに、交通安全施設等の整備による安全で円滑な交通の確保、無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るほか、道路緑化等の推進により、安全で安心できる良好なまちなみ形成にも資する道路景観の形成を図ります。

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラの戦略的かつ総合的な整備を計画的に促進することにより、経済活動のグローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い抵抗ストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害の防止の充実を図る。また、次世代成長

(7) 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性および影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的、社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制します。

大規模な土地利用転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域をも含めて、事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。また、地域住民の移行等地域の状況を踏まえるとともに、「第2次神河町長期総合計画」等との整合を図ります。

農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地逃走後の土地利用の調和を図ります。また、とちりい王棋聖の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域のじょうきゅに応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

(8) 町土に関する調査の推進

総合的・計画的な土地利用を展開するため、町土を総合的に把握するための基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取り組みであることから、地籍調査の計画的な実施を促進します。

(9) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、町土利用を取り巻く状況や町土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

(10) 町土マネジメントの推進

町土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、町等による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、「緑」を次世代に引き継ぐため、町民共有の財産である緑の保全再生を社会全体で支える取り組みを推進します。